- ○奈良県警察の巡査長に関する訓令(昭和42年7月31日本部訓令第21号)
- [沿革] 昭和43年6月本部訓令第16号、46年7月第12号、48年11月第27号、58年4月第5号、59年12月第11号、62年3月第8号、平成6年9月第16号、7年12月第32号、24年2月第2号、30年3月第9号、31年3月第6号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安委員会規則第3号)及び 奈良県警察組織規則(昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号)第51条の規定に基 づき、奈良県警察の巡査長の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(巡査長の設置)

- 第2条 警察本部の課、所、隊及び学校並びに警察署に、次の各号に掲げる基準に従い、 巡査長を置く。
 - (1) 巡査が複数で勤務する交番等の勤務箇所については、1当務ごとに1人以上
 - (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上 (巡査長の行う職務)
- 第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 勤務をともにする巡査(巡査長たる巡査を除く。次号において同じ。)に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について、必要な調整をすること。 (巡査長に充てる巡査)
- 第4条 巡査長には、次の各号に掲げる巡査のうちから選考して充てるものとする。
 - (1) 勤務年数6年以上(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者にあっては2年以上、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者(同法に定める専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)にあっては4年以上)で、勤務成績が優良であり、実務経験が豊富であって、かつ、指導力を有する者
 - (2) 巡査部長昇任試験に合格している者その他勤務成績が優秀であり、かつ、優れた 指導力を有する者

(巡査長の選考)

第5条 巡査長の選考は、奈良県警察職員昇任管理規程(平成30年3月奈良県警察本部 訓令第8号)に定める昇任管理委員会が行うものとする。

(巡査長の選考の方法)

第6条 巡査長の選考は、警察本部の課長、所長、隊長及び学校長並びに警察署長から 推薦された巡査について、書類審査により行う。ただし、必要により面接審査を併せ て行うことができる。

(巡査長に充てる巡査に対する教養)

第7条 巡査長に充てる巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行う。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者については、これを省略する。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

(経過規定)

2 巡査長の総数は、第2条第2項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日から昭和 46年3月31日までの間は、別に定める。

附 則 (昭和43年6月29日本部訓令第16号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 (昭和46年7月27日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月5日本部訓令第27号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

(経過規定)

2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月6日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (昭和62年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月19日本部訓令第16号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月7日本部訓令第32号)

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則 (平成24年2月20日本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年2月20日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日本部訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。